

競争入札参加者の資格要件見直しについて

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与天引き）することが、地方税法及び長崎市税条例により義務付けられています。

令和3年度から、全ての入札参加資格審査申請（建設工事、建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等、物品製造等）において、地域区分の市内、認定市内及び準市内での登録については、原則、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを要件とします。

特別徴収未実施で、地方税法及び長崎市税条例の規定による個人住民税の特別徴収義務がある事業者は、「[市民税・県民税特別徴収への切替届出書](#)」を市民税課へ提出する必要があります。

○ 競争入札参加申請に関するお問い合わせ

長崎市理財部契約検査課総務係

電話（095）829-1160（直通）

○ 特別徴収に関するお問い合わせ

長崎市理財部市民税課個人課税1～3係

電話（095）829-1427（直通）